

## 性能向上計画認定手数料一覧

●性能向上計画認定  
(適合証あり)

単位 (円)

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 (面積は当該床面積の合計)	
一戸建て住宅	5,100
一戸建て住宅以外の建築物	
住戸ごとの申請の場合	
300㎡未満のもの	9,700
300㎡以上2,000㎡未満のもの	21,000
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	46,000
5,000㎡以上のもの	81,000
一の建築物の申請の場合	
住宅部分	
300㎡未満のもの	9,700
300㎡以上2,000㎡未満のもの	21,000
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	46,000
5,000㎡以上のもの	81,000
非住宅部分	
300㎡未満のもの	9,700
300㎡以上1,000㎡未満のもの	16,700
1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	27,100
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	80,400
5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	128,000
10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	161,000
25,000㎡以上のもの	201,000

●性能向上計画認定 (計画変更)  
(適合証あり)

単位 (円)

建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 (面積は当該床面積の合計)	
一戸建て住宅	3,700
一戸建て住宅以外の建築物	
住戸ごとの申請の場合	
300㎡未満のもの	6,900
300㎡以上2,000㎡未満のもの	15,000
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	32,000
5,000㎡以上のもの	57,000
一の建築物の申請の場合	
住宅部分	
300㎡未満のもの	6,900
300㎡以上2,000㎡未満のもの	15,000
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	32,000
5,000㎡以上のもの	57,000
非住宅部分	
300㎡未満のもの	6,900
300㎡以上1,000㎡未満のもの	11,800
1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	19,100
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	56,400
5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	90,000
10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	113,000
25,000㎡以上のもの	141,000

●性能向上計画認定  
(適合証無し)

単位 (円)

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 (面積は当該床面積の合計)	
一戸建て住宅	
200㎡未満のもの	34,400
200㎡以上のもの	38,400
一戸建て住宅以外の建築物	
住戸ごとの申請の場合	
300㎡未満のもの	69,100
300㎡以上2,000㎡未満のもの	116,000
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	196,000
5,000㎡以上のもの	281,000
一の建築物の申請の場合	
住宅部分	
300㎡未満のもの	69,100
300㎡以上2,000㎡未満のもの	116,000
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	196,000
5,000㎡以上のもの	281,000
非住宅部分	
モデル建物法による場合	
300㎡未満のもの	87,100
300㎡以上1,000㎡未満のもの	110,700
1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	145,700
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	235,700
5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	309,000
10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	371,000
25,000㎡以上のもの	435,000
標準入力法等による場合	
300㎡未満のもの	227,100
300㎡以上1,000㎡未満のもの	284,400
1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	367,100
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	523,700
5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	646,000
10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	763,000
25,000㎡以上のもの	871,000

●性能向上計画認定 (計画変更)  
(適合証無し)

単位 (円)

建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 (面積は当該床面積の合計)	
一戸建て住宅	
200㎡未満のもの	24,200
200㎡以上のもの	27,000
一戸建て住宅以外の建築物	
住戸ごとの申請の場合	
300㎡未満のもの	48,500
300㎡以上2,000㎡未満のもの	81,000
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	138,000
5,000㎡以上のもの	197,000
一の建築物の申請の場合	
住宅部分	
300㎡未満のもの	48,500
300㎡以上2,000㎡未満のもの	81,000
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	138,000
5,000㎡以上のもの	197,000
非住宅部分	
モデル建物法による場合	
300㎡未満のもの	61,100
300㎡以上1,000㎡未満のもの	77,600
1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	102,100
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	165,100
5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	216,000
10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	260,000
25,000㎡以上のもの	305,000
標準入力法等による場合	
300㎡未満のもの	159,100
300㎡以上1,000㎡未満のもの	199,200
1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	257,100
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	366,700
5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	453,000
10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	535,000
25,000㎡以上のもの	610,000

備考 (概要)

- 二 省令第一条第一項第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第十条第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料(以下この表において「向上計画認定申請手数料等」という。)の額は、それぞれこの表の三の部三の項(二)の(2)の口の(ロ)又は同部四の項(二)の(2)の口の(ロ)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。
- 九 複数建築物に係る性能向上計画認定の申請の手数料の額は、申請建築物に係る一の建築物の申請の場合の申請手数料額及び他の建築物の一の建築物の申請の場合の申請手数料額を合算した額とする。
- 十 複数建築物に係る性能向上計画認定の計画変更の申請の手数料の額は、変更を行う建築物の一の建築物の申請の場合の計画変更申請手数料額を合算した額とする。ただし、新たに他の建築物を追加する場合は、申請手数料額を合算する。
- 十一 一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。
- 十二 同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。
- 十三 住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。
- 十四 性能向上計画認定において、共同住宅の共用部分を除くことができる。この場合の手数料の額は、当該住宅部分全体の床面積から当該住宅部分の共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。

※詳細は手数料条例をご覧ください。